

長野県出資等外郭団体改革状況検証シート (公益・特別法人用)

1 団体の概要

団体名 (所在地)	財団法人 長野県下水道公社 (長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センター内)		代表者	栗林 俊春	
設立根拠	民法	設立年	平成3年	県所管部局 (課)	生活環境部(生活排水対策課)
〔設立の沿革〕		〔設立目的(寄付行為・定款上)〕			
<ul style="list-style-type: none"> 平成元年、県議会下水道促進・都市問題対策議員連盟総会で公社設立が要請される。 平成2年、下水道公社設立研究会が開催される。 平成3年、財団法人長野県下水道公社設立される。 		県内の下水道事業の円滑かつ効率的な推進及びこれに携わる職員の技術の向上を図るため、下水道事業の調査、設計及び施工管理、下水道の維持管理、下水道に関する研修等の事業を実施し、もって下水道の整備を促進し、併せて公共水域の水質保全及び県民生活の向上に資する。			
		〔具体的な事業内容〕			
		<ul style="list-style-type: none"> 下水道に関する普及啓発事業(パンフレットの作成、イベントの実施) 市町村の委託を受けて市町村が施行する下水道工事に伴う調査、設計及び施工管理 流域下水道の終末処理場、公共下水道の終末処理場の維持管理 下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習 			
		〔事業執行状況を示す主な指標〕			
		<ul style="list-style-type: none"> 建設工事施工管理受託(千円) h15:365,624 h16:268,238 h17:264,006 流域下水道維持管理業務受託(千円) h15:2,768,719 h16:2,796,902 h17:2,859,118 広域維持管理業務受託(千円) h15:624,222 h16:632,035 h17:555,644 排水設備工事責任技術者講習会(千円) h15:17,333 h16:15,991 h17:6,984 			
基本財産(円)	40,000,000	うち県の出 捐額(円)	20,000,000	県出捐 率(%)	50.0%
		〔主な出捐者・出捐額(円)・出捐率(%)〕			
		市町村 20,000,000円 50%			

* 役員員数は各年度当初現在、平均年齢及び平均年収は平成18年度当初現在

役員 数	年 度	H15		H16		H17		H18	
		常 勤	うち県職員	常 勤	うち県職員	常 勤	うち県職員	常 勤	うち県職員
役員数	常 勤	2	0	2	0	2	0	2	1
	非 常 勤	13	1	11	0	13	1	12	1
職員数	常 勤	86	43	79	32	83	28	84	28
	非 常 勤	0	0	0	0	0	0	0	0
県職員計(非常勤役員除く)		43	43	32	32	28	28	29	29
役員平均年齢	57.5	役員平均年収(千円)	7,298	職員平均年齢	47.1	職員の平均年収(千円)	5,345		

(注1)役員平均年齢は、常勤役員のみです。(注2)平均年齢等は、技術センター職員(4名)は除外して計算しました。

* 次表は17年度の状況で、()内は15年度

(単位:千円、%)

収 支 状 況	当期収入合計	3,707,958 (3,797,507)		県 費 受 入 状 況	補助金	(0)	
	当期支出合計	3,701,224 (3,787,241)			事業費	(0)	
	当期収支差額	6,734 (10,266)			運営費	(0)	
	次期繰越額	404,593 (384,665)			交付金	(0)	
財 務 ・ 資 産 関 係 指 標	自主事業比率	56.7 (55.8)	正味財産比率	76.3 (79.0)	負担金	(0)	
	公益事業比率	100.0 (100.0)	流動比率	185.5 (199.9)	委託料	2,859,118 (2,768,719)	
	収支比率	100.2 (100.3)	固定比率	75.9 (75.5)	貸付金	(0)	
	人件費比率	0.6 (0.8)	固定長期適合率	74.9 (74.8)	出捐金	(0)	
	管理費比率	1.9 (2.2)	借入金依存率	0.0 (0.0)	損失補償年 度末残高	(0)	
	事業支出伸び率	0.7 (3.3)			人件費関係費 用(再掲)	286,870 (304,006)	
補助金等比率	89.6 (90.1)						

経営計画等の策定状況	
民間(NPO含む)との競合状況	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務のうち、運転操作業務、水質試験業務については民間に委託している。 維持管理業務について、県の入札参加登録を行う業者は増加している。
情報公開の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開規程に基づき、県に準じて公開(h14.4.1~)・ホームページを開設し、事業内容、入札情報等を公表している。

2 団体の改革推進の状況

改革基本方針	県関与の廃止	
改革実施プラン策定	-	

改革基本方針及び改革実施プランの概要		実 施 状 況	
実施年月		実施年月	
平成16年度 から	<ul style="list-style-type: none"> 土木部長の理事長併任を見直し、県派遣職員を縮減(15年度:43名 16年度:32名 11名) 支所体制を見直し、県職員の職免従事を廃止 プロパー職員の係長級への登用 	H16年3月 H16年3月 H16年4月 H16年4月 H16年4月 H16年4月以降 H17年4月 H17年11月 H18年4月	<ul style="list-style-type: none"> 佐久、豊科、伊那支所の廃止 建設事務所職員の職免従事を廃止 理事長の土木部長併任を廃止し、県職員OBが専務・理事長となる。 本社の2部2課制を廃止し、1局3課制とする。 現地管理事務所1名を係長級へ登用 県派遣職員の縮減(h15:43名 h16:32名、h17:28名、h18:29名) 本社1名を係長級へ登用 現職部長級が理事長として派遣される。 現地管理事務所2名を係長に登用する。
平成19年度 から	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請を踏まえ受託業務を見直し、管理・監督業務、積算業務等に特化 		
平成20年度 から	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道維持管理業務を見直し、発注業務は県直接、公社は民間業者が行う運転操作の評価・監視業務について、県の業務を補完 県の人的関与の廃止 		

〔監査結果等〕	(平成18年度委員監査) 平成20年度には流域下水道維持管理業務は県が直接発注し、下水道公社は受託業者の運転・管理業務のプロパー職員による評価監視業務を行うこととして改革が進んでいます。しかしながら、平成3年の設立から歴史も浅いため、専門的な職種である電気や機械の技術職が少ないなど職員の専門能力が育っていないという問題点があります。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〔団体の課題〕	流域下水道業務の県直営化に伴う課題 1 国際一般競争入札に関連する課題 県が直接発注業務を行うとWTO協定(政府間調達に関する協定)に基づき、国際一般競争入札を行わなければならない、次の課題が生じる。 (1)管理リスクの増大 外資系企業が受託した場合、他県の例から見て円滑な運転に支障をきたすことが懸念される。 (2)県内事業者の受注機会の減少 事故や災害時等の緊急対応や災害復旧等に重要な役割を担う、地域に根ざした県内事業者の受注機会を減少させることになる。 2 コスト削減には中立 流域下水道の管理運営には直営化を行ったとしても、専門技術を持った公社プロパー職員のノウハウが必要であり、人員削減とコスト削減に繋がらない。 3 労働者派遣法違反の可能性 現在想定する平成20年度以降の管理運営組織では、公社職員が県職員の指揮命令を受けることが見込まれ、労働者派遣法違反する可能性がある。 公社育成の観点からの課題 下水道公社は、市町村の公共下水道の維持管理を請け負っており、その役割は大きい。公社設立が平成3年であることから、管理監督を行う職員はまだ育成されておらず、公社の健全な運営にはもう少し早く県職員の派遣が必要である。
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(財)長野県下水道公社の「改革基本方針」に対する課題等

生活排水対策課

はじめに

長野県下水道公社(以下「公社」という。)の改革については、平成16年発表の「改革基本方針」に従い、平成18年度までの3年間、改革基本方針である「県関与の廃止」に向けて、県と公社が一体となり進めてきたが、改革を実現するに当たっていくつかの問題点が認められたため、改革基本方針の一部を見直すものである。《見直したい改革基本方針》

- (1) 公社に委託している流域下水道の維持管理業務については、県直接発注とせず引き続き公社に委託する。
- (2) 平成20年度からの「県の人的関与の廃止」については、公社が自立できるまで延期する。

1 「改革基本方針」に対する担当課の考え方

公社は、県の流域下水道の維持管理と専門職員を独自に確保できない市町村公共下水道の建設及び維持管理のマネジメント部門を受託しており、県内の下水道事業が、これまで安定的・効率的に運営されてきたことは公社の技術力と豊富な経験に負うところが大きく、市町村からの信頼も厚い。

公社の自律に向けての組織のスリム化及び県派遣職員の縮減については、「改革基本方針」発表以前から実施しており、今後についてもプロパー職員の登用を図るなど引き続き実施していく。

流域下水道の維持管理経費については、現在の仕様発注方式から性能発注方式とし引き続き縮減に努める。将来的には改革基本方針どおり県の関与は廃止するが、公社に委託している流域下水道の維持管理業務については、改革基本方針の県直接発注とせず、引き続き公社に委託する。

2 流域下水道維持管理業務を公社に委託する理由

流域下水道の効率的な運営

快適な県民生活や良好な水環境の保全に直結する下水道事業は、適正かつ安定的に維持管理されなければならないが、公社では、現在多くの市町村公共下水道の維持管理及び流域下水道の維持管理を受託しており、下水道の維持管理に関しては、民間ではできない処理施設の管理・保全のマネジメント能力やノウハウを持った県内で最も優れた専門家集団である。(別紙参照)

改革基本方針どおりに流域下水道事業を見直し、県の直営とした場合は、県独自で公社に代わる新たな維持管理の専門家集団をつくらなければならないと、引き続き公社を有効に活用する方が効率的、経済的である。

また、公社においては、技術力を有する職員を嘱託、中途採用等比較的自由に多彩な採用ができるため、効率的な運営が可能である。

[H19年度建設工事受託 18市町村、維持管理受託 30市町村組合 41処理場]
[公社の主な有資格者：下水道法22条の有資格者(下水道技術者)40名、環境計量士9名、電気主任技術者13名、技術士2名、エネルギー管理士5名等]
[公社の全職員数 87名、内嘱託職員28名]

3 「県の人的関与の廃止」を延期する理由

公社育成の観点からの課題

公社は平成3年に設立されて以来16年が経過し、プロパー職員の能力も向上してきているが、自立のための組織を管理する能力に関しては、まだまだ育成途上にあること、また、現在不足している電気、機械の職員を新たに採用する必要があるなど課題もあるため、もうしばらくの間県職員を派遣して公社の運営を支援して行く必要がある。

4 その他の直営化に関する課題

労働者派遣法違反の可能性

現在想定する平成20年度以降の管理運営組織では、運転管理業務の評価・監視の補完業務を公社に委託することとしているが、処理場の円滑な運転のためには、県職員と公社職員が一体となって職務を遂行することが不可欠であり、労働者派遣法に違反しないように代表者を通じての指揮命令は効率的な運営に支障が生じる。

コスト削減は僅か

流域下水道の維持管理は、公社委託から県直営に移行した場合、委託業務の事務処理は2回から1回に削減されるが、その手間は僅かであり、前記の理由により専門技術を持った公社に委託する方が遙かに効率的である。

国際一般競争入札に関連する課題

県が運転管理業務を直接発注すると、WTO協定(政府間調達に関する協定)に基づき、国際一般競争入札を行わなければならないと、次の課題が生じる。

(1) 県内事業者の受注機会の減少

現在、公社からの委託については、地域要件を付して事故や災害時の緊急対応や災害復旧等に重要な役割を担う地域に根ざした県内業者の育成を図っているが、これができなくなる。

(2) 管理リスクの増大

外資系企業が受託した場合、他県の例から見て商習慣の違い等から不必要なトラブルが発生する事例がみられるなど、円滑な運転に支障をきたすことが懸念される。

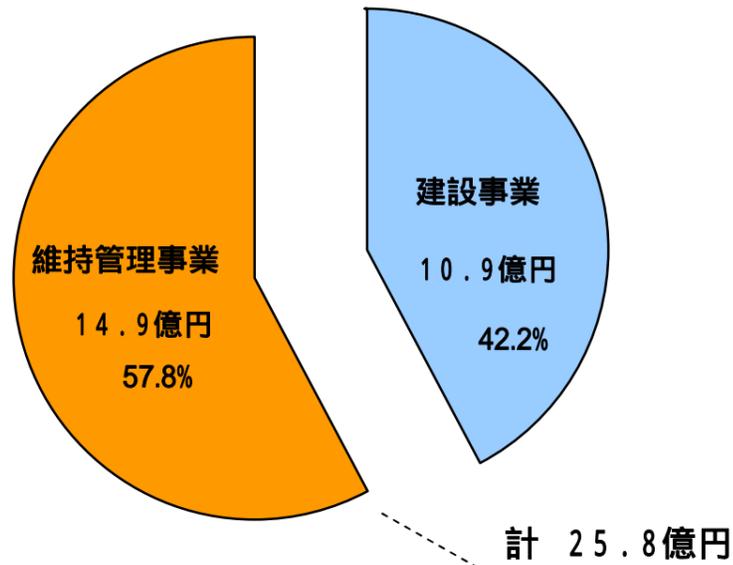
県の組織・職員定数の増大

直営化することにより、派遣職員がそのまま県職員の定数となるが、県職員だけでは専門の技術職員が不足するため、新たに雇用する必要がある。このことは県が目指している「行財政改革プラン」の県組織のスリム化・効率化に逆行することになる。

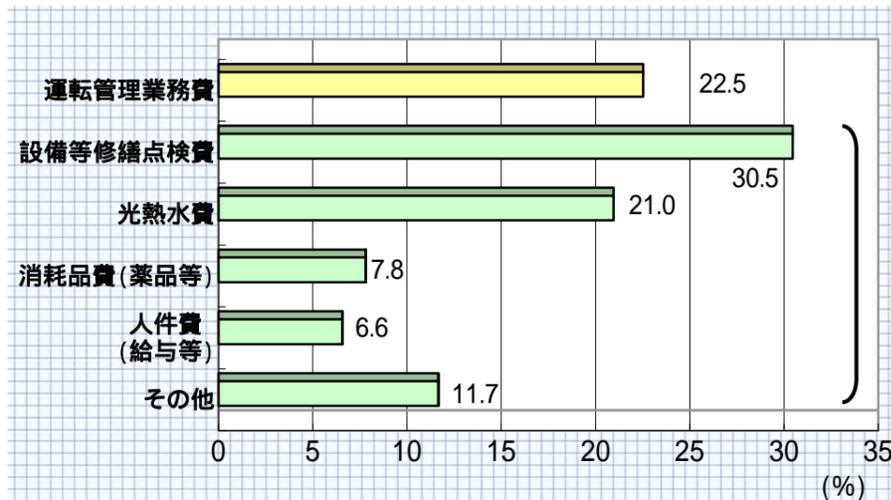
流域下水道の維持管理事業と下水道公社の役割

(平成18年度諏訪湖流域下水道の例)

1 事業費の内訳



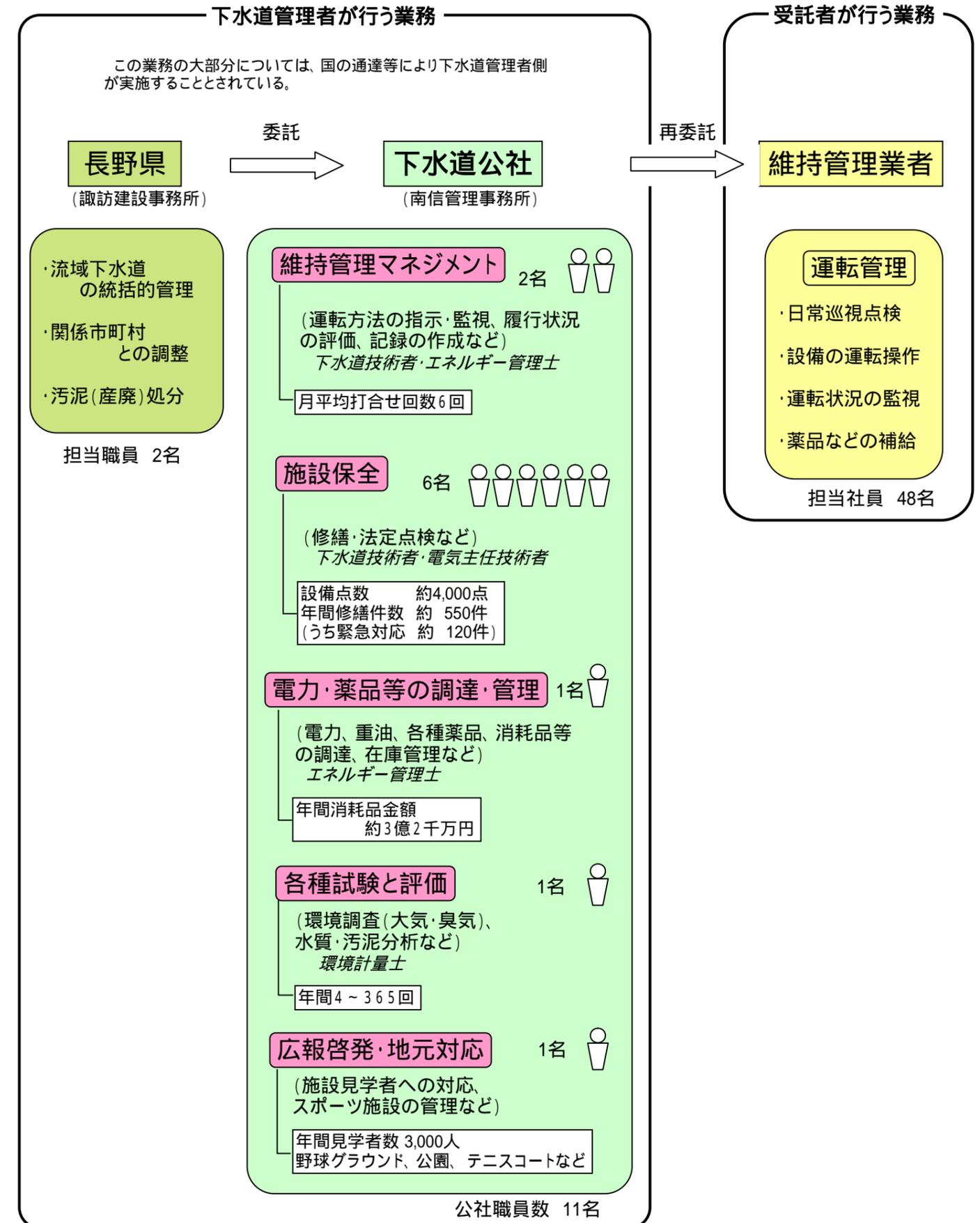
維持管理事業費(14.9億円)の内訳



維持管理業者へ再委託

下水道公社の業務

2 下水道公社の役割



図中の設備数、職員数(業務比率按分)は概数です。